災害公営住宅入居申込みのご案内（定期募集）

1　申込み資格

次の（1）又は（2）に該当する方が申込みできます。

なお、（2）に該当する方は、（1）に該当する方と同時期に申込みを受け付けますが、選考については、（1）に該当する方を優先的に選考し、その後において、なお、空き住戸がある場合に入居できるものとします。

（1）震災により住宅を滅失した方

※ 震災復興事業により解体及び移転が必要となった方を除く

次の①から⑤までの条件をすべて満たす方が対象です。

① いわき市から東日本大震災による「り災証明」の交付を受け、次のア、イ又はウに該当する方

ア 「り災証明」が全壊、全焼、流出であり、現に住宅を滅失した方。

イ 「り災証明」が大規模半壊、半壊で通常の修繕では居住できない等の理由により解体することを余儀なくされた方

ウ 半壊以上の「り災証明」の交付を受けている方で、震災後に住宅の損傷を契機として自己都合によらずに退去せざるを得なくなった借家人の方。

② 現に住宅に困窮していることが明らかな方

③ 過去に市営住宅等に入居していた時の家賃滞納等債務がない方

④ 過去に市営住宅等に入居していた時に住宅明渡しの請求を受けたことのない方

⑤ 暴力団員でない方

（2）震災復興事業により住宅を解体及び移転する方

次の①から⑤までの条件をすべて満たす方が対象です。

① 震災復興土地区画整理事業などの震災復興事業の実施により、住宅を解体し移転が必要となった方。（借家人の方も含む）

② 現に住宅に困窮していることが明らかな方

③ 過去に市営住宅等に入居していた時の家賃滞納等債務がない方

④ 過去に市営住宅等に入居していた時に住宅明渡しの請求を受けたことのない方

⑤ 暴力団員でない方

※ 「震災復興事業」とは、土地区画整理事業、都市計画法の認可を受けて行う道路整備事業等をいう。

※ （1）（2）ともに、被災者生活再建支援制度加算支援金（賃貸を除く）を受給されている方は、申し込みできません。

※ （1）（2）ともに、入居が内定した住宅とは別の住宅を希望する場合も申込みできますが、取扱いについては、定期募集の新規申込者と同様の取扱いとなります。また、その際には、内定している住宅を事前に辞退し、その内定を取り消すこととなります。

２　申込み受付窓口、受付時期及び募集団地

(1)受付窓口
本庁１階特設窓口、小名浜・勿来・常磐・四倉支所の経済土木課
(平日の８時 30 分～17 時)
※郵送での受付は行いません。

(2)受付時期
毎月の上旬１週間程度

(3)募集団地
毎月受付前月の末日ごろに各受付窓口及びホームページ等に募集団地を掲載

３　申込み対象世帯など

(1)　空き住戸がある団地を対象に、団地別により第1希望のみ申込みできます。
※同時に複数の申込みはできません。

(2)申込み対象世帯の単位は、震災時の世帯を基本としますが、震災時の世帯が震災後の状況の変化により、平成26年7月29日時点で世帯分離のうえ別居して避難している場合は、それぞれの世帯が申込むことができます。

(3)申込時の世帯人数が 6 名以上(震災時の世帯人数に震災後の婚姻・子の出生を含んだ数)の場合は、世帯分離による申込みも可能となります。

(4)震災時の世帯員の一部が住宅を再建した場合であっても、他の世帯員が平成 26 年 7 月 29 日時点で別世帯の場合は災害公営住宅に申し込むことができることとします。

４　提出書類

(1)震災により住宅を滅失した方
【様式1】災害公営住宅入居仮申込書(震災により住宅を滅失した方用)
【様式2】希望団地等記入表(震災により住宅を滅失した方用)
【様式3】災害公営住宅入居仮申込み確認表(震災により住宅を滅失した方用)
【様式4】入居選考基準表(震災により住宅を滅失した方用)
・り災証明(原本)
・家屋の解体証明(※次のア、イのいずれかを提出してください)
ア　**家屋を取り壊した情報を住宅課が取得することに同意する同意書【様式9】**(市に解体を依頼した場合)
イ　**解体の契約書の写し**(個人で業者に解体を依頼した場合)

(2)震災復興事業により住宅を解体及び移転する方
【様式5】災害公営住宅入居仮申込書(震災復興事業により住宅を解体及び移転する方用)
【様式6】希望団地等記入表(震災復興事業により住宅を解体及び移転する方用)
【様式7】災害公営住宅入居仮申込み確認表(震災復興事業により住宅を解体及び移転す

る方用）
【様式8】入居選考基準表（震災復興事業により住宅を解体及び移転する方用）
【様式 10】震災復興事業による移転に係る情報を住宅課が取得することに同意する同意書

(3)共通事項
① 入居しようとする方**全員の震災時及び現在の世帯状況が分かる住民票の写し（筆頭者・続柄が記載されたもの）**
※ 他世帯の住民票を請求する場合は**委任状**が必要となります。
※ 婚約者がいる場合には、**婚約者の世帯全員が記載されている住民票の写し（筆頭者・続柄が記載されたもの）**と、**婚約証明書**（用紙は受付場所に備えてあります）も添付してください。
② 入居しようとする者が住民票を分けている場合は、続柄等の確認のため**戸籍謄本**又は**改正原戸籍謄本**
③ 入居しようとする者の中に障がい者や要介護者がいる場合には、**障害者手帳及び介護保険被保険者証の写し**
④ **選考基準に伴いその他必要となる書類**（詳しくは「**【様式4】入居選考基準表（震災により住宅を滅失した方用）**」又は「**【様式8】 入居選考基準表（震災復興事業により住宅を解体及び移転する方用）**」の「確認に必要な提出書類」欄をご覧ください）
⑤ その他市長が必要と認める書類

(4)その他
① **提出書類のなかで全く同一の書類であれば、複数添付の必要はありません。**
② **押印が必要な書類がありますので、印鑑も必ずご持参ください。**
③ **申込み後、申込み内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。**

5 選考方法

震災復興事業により住宅を解体及び移転する方は、震災により住宅を滅失した方と同時期に申込みを受け付けますが、選考については、震災により住宅を滅失した方を優先的に選考し、その後において、なお、空き住戸がある場合に入居できるものとします。
選考方法については、第1希望について、「いわき市災害公営住宅入居選考基準」に基づく採点を行い、その点数が高い順に入居者を選考し決定します。
※ 同点者が多数おり、空き戸数を上回る場合は抽選となります。

《 選考基準表 》

大項目	小 項 目	定 義	配点	備 考
地元回帰希望者	地元への居住	震災時に居住していた地区に戻る世帯	15	申込者又は同居者に地元で被災した者がいれば配点
	遠距離通勤（現時点）	震災時に居住していた地区に申し込む場合で、かつ当該地区に遠距離通勤している者がいる世帯	5	・申込者又は同居者が該当する場合に配点 ・複数人いても５点 ・遠距離とは30km以上
	学区（地元）	震災時に居住していた住居が属する学区の学校に現在も通学している子がいる世帯	5	複数人いても5点
	学区（復学）	震災時に居住していた住居が属する学区に復学する子がいる世帯	5	複数人いても5点

大項目	小項目	定義	配点			備考
子育て・若年夫婦世帯	子育て世帯	18歳未満の子がいる世帯	10			複数人いても10点
	若年夫婦世帯	夫婦（婚約中の者を含む。）の合計年齢が70歳以下の世帯	10			世帯内に合計年齢が70歳以下の夫婦がいれば10点
	ひとり親世帯	配偶者のいない者が、現に２０歳未満の子を扶養している世帯	5			
	震災遺児世帯	震災により、２０歳未満の者が両親を失った世帯又はひとり親世帯で同居していた親を失った世帯	5			「親を失った世帯」の「親」とは、20歳未満の子の親を指す
高齢者世帯	高齢者世帯	申込者または同居者に高齢者がいる世帯	70歳以上	65歳以上70歳未満	昭和31年4月1日以前に生まれ、かつ65歳未満	人数に応じて配点する 例）70歳以上の高齢者が２人の場合：８点（４点×２名）
			4	3	2	
障がい者 要介護者世帯	障がい者 要介護者世帯	申込者又は同居者が次のいずれかに該当する世帯 (ｱ)身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級から４級までのいずれかに該当する程度。 (ｲ)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する１級から３級までのいずれかに該当する程度。 (ｳ)知的障害について福島県療育手帳制度要綱に定める知的障害AまたはBのいずれかに該当する程度。 (ｴ)要介護認定を受けている。	身体障害２級以上	身体障害者３級	身体障害者４級以下	・人数に応じて配点 例）精神障害３級の者と知的障害Bの者がいた場合：３点配点 ・同じ人が複数の障害または要介護等の場合、いずれか高いほうの点数を配点 例）同じ人が身体障害１級と精神障害３級の者の場合：身体障害１級の３点を配点 ・障害者のみの世帯の場合、身体上又は精神上重度の障害があるために常時の介護を必要とする者でその市営住宅への入居がその者の実情にてらし、適当でない場合には入居を認めない場合がある。
			3	2	1	
			精神障害１級	精神障害２級	精神障害３級	
			3	2	1	
			知的障害Ａ	知的障害Ｂ		
			3	2		
			要介護４以上	要介護３	要介護２以下	
			3	2	1	
			要支援２及び１			
			1			
居住の状況	別居世帯	震災に起因する事情により別居し、従前の世帯に戻る場合	5			震災時に居住していた地区に同居して申し込む場合。
	自己所有住宅の滅失	震災時に申込者又は同居人が名義人となっている住宅が滅失したもの	5			複数人いても5点
	応急仮設住宅入居	震災後応急仮設住宅に入居し、現在も居住している世帯	5			
その他	世帯人数	入居希望世帯の人数に応じて	７人以上	６人		１世帯の人数
			7	6		
	多子世帯	18歳未満の子が３人以上いる世帯	５人以上	４人	３人	
			5	4	3	

６　住宅の指定

（1）　住宅の指定については、選考基準に基づく点数の高い世帯から申込書の内容を考慮し、市が住宅を指定します。

（2）　入居内定者相互の**住宅の交換については、入居者双方で相談のうえ、双方が同意した**

場合に認めることとします。
交換に至った場合には、入居本申込書提出時までに市に報告してください。
なお、個人情報保護の取り扱い上、市が入居内定者の情報を提供することはできません。

7　家賃等について

(1)　家賃は、入居者の収入と家族構成、立地場所、住宅の規模などに応じて算定され、毎月納付いただくことになります。
「国の特別家賃低減事業」により低額所得者（政令月収 8 万円以下）の負担軽減措置として各住宅の管理開始から10年間は家賃が低減されますが、6年目から10年目は家賃の低減額が減少し、11年目以降は本来の家賃となります。
また、「市独自の減免措置」により、全階層一律、各住宅の管理開始から3年間は50%、4・5年目は25%、家賃を減免します。（ただし、入居開始から4年目以降は「収入超過者」となる方を除きます。）
なお、「震災復興事業により、住宅を解体及び移転する方」に該当する場合は、『国の特別家賃低減事業』及び『市独自の減免措置』の対象外となります。
(2)　いわき市の公式ホームページにて入居時の家賃が算定できます。（あくまで目安となります。また、震災復興事業により住宅を解体及び移転する方はご利用できません。）
(3)　入居にあたっては、家賃の3ヵ月分を敷金として、入居前に納付してください。
(4)　その他、各団地により外灯等の共益費が別途かかります。
(5)　連帯保証人が2名必要となります。
(6)　入居者は団地自治会を組織したうえで、加入してもらうことになります。

8　駐車場について

(1)　駐車場は、原則入居する方の名義の自動車のみ使用できます。ただし、介護等の特別な事由により駐車場が必要な場合はご相談ください。
(2)　駐車台数は、原則1世帯1台となりますが、団地によっては2台以上駐車が可能となる住宅があります。
・集合住宅・・・・・1台目は全世帯が必ず駐車できるよう確保します。
2台目は希望者に割り当てますが、希望者が多い場合は抽選になります。
3台目は2台目の割り当て後に空きがある場合、希望者に割り当てますが、希望者が多い場合は抽選になります。
・戸建住宅・・・・・2台まで駐車可能です。
3台目については、集合住宅と同様です。

(3)　駐車場を使用する世帯は駐車場使用料を納付してください。
(4)　駐車場使用料は1台あたり月額2,000円です。2台目以降も同額となります。
(5)　戸建住宅については、各住宅に駐車場が2台分確保してありますので、駐車場を使用しない場合でも2台分の駐車場使用料を納付してください。
(6)　駐車場を使用するにあたっては、団地ごとに駐車場管理組合を組織してもらうことになります。

９　ペットの飼育について

ペットは、災害公営住宅の中でもペット専用住棟でしか飼育することが出来ません。また、飼育出来るペットには制限があります。

（1）　飼育可能頭数

①　ペットの飼育可能頭数は1頭までとします。

※　飼育容器で飼うペットについては、飼育容器1個で1頭と数えることとします。

（2）　飼育出来るペット

①　犬猫等の動物については、概ね 10kg 以下の小型のもののみ飼うことが出来ます。

②　鳥類、うさぎ等は専用ケージ等で飼うことが出来る大きさとし、専用ケージ等は飼育者が1人で持てる大きさまでとします。

※　虫類・昆虫類（子どもの採集程度は認める）、毒を有する動物、人に伝染する恐れのある病原体に汚染されている動物などは飼うことが出来ません。

（3）　ペットを飼育する際には、団地住民で組織する管理組合に加入していただくことになります。なお、管理組合への加入にあたっては、管理費等が発生する場合があります。

（4）　入居後、ペット専用住棟以外でのペット飼育や、認められないペットの飼育を発見した場合には、住宅明渡の請求をする場合があります。

（5）　その他、ペット飼育を希望される方は、別途定める「ペット飼育ルール」に従っていただくことになります。

※　要件が緩和されている部分があります。詳細については、別途お問い合せください。

１０　注意事項

（1）　入居申込み等の一連の手続きに虚偽の事実のあることが判明したとき、又は市が定めた期間内に入居に係る一連の手続きをしないときは、入居の決定を取り消すこととなりますので、十分留意願います。

（2）　災害公営住宅に一旦入居した場合、他の公営住宅や災害公営住宅には転居できません。

（3）　申込み後、申込み内容に変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。

（4）　災害公営住宅と一般の市営住宅を同時に申込むことはできません。

（5）　選考からもれた方については、申込みの際に提出いただいた添付書類を返戻いたします。